

条 例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十九号

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「とする」を「とし、第四条の規定により設置する病院事業の用に供する施設とする」に改める。

第九条を第十五条とし、第四条から第八条までを六条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の六条を加える。

（病院事業の設置）

第四条 県は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

（経営の基本）

第五条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- 一 脳神経内科
- 二 整形外科
- 三 リハビリテーション科
- 四 脳神経外科
- 五 神経・精神科
- 六 泌尿器科
- 七 循環器内科
- 八 麻酔科
- 九 歯科

（重要な資産の取得及び処分）

第六条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。次条から第九条第一項までにおいて「法」という。）第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を

除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第八条 病院事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第九条 知事は、病院事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十月三十一日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までにそれぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十月三十一日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第一中「第六条関係」を「第十二条関係」に改める。

別表第二中「第七条関係」を「第十三条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。